

調査結果報告書

三田市行政監察員 伊元 啓 印

通報受理日	平成25年6月25日19時51分	
通報の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・面接 ・郵便 ・電子メール ・FAX 	(時 分～ 時 分)
通報者	<ul style="list-style-type: none"> ・実名(※) ・匿名 	所属部署
通報内容	<p>現在、始業時間の5～10分前に朝礼を行っているが、勤務時間外であるにもかかわらず、その参加を推奨し、朝礼で話される内容も仕事に密接に関わるものである。朝礼という性質を考えた上でも勤務時間内に行われるべきであり、勤務時間外に朝礼を行うのは違法である。</p> <p>なお、通報者は、通報の対象者として「職員全員に関連する」と記載しているが、朝礼に参集しただけの者を対象者とすることができないことは明らかである。当職は、朝礼に参加する者が全職員であることに照らし、通報の対象者を市長と判断し、調査を開始することとし、調査の過程で市長その他の指示命令系統を無視して朝礼の名目で違法な就労を強いている管理職がいた場合に、当該朝礼実施者を対象者として調査を継続することとした。</p>	
調査経過	<p>当職は、朝礼において勤務時間内になすべき事項となるか否かは、①朝礼への出席が義務付けられているか否か、②出欠をとるか否か、③職務命令ないし職務上の指示が出されるか否か、④朝礼への出欠が勤務評定に影響を与えるか否か、という観点から判断することとし、これらの質問を各部署の部長に対するアンケート調査として実施して、その実態を把握することとした。</p> <p>これに対し、平成25年7月末日までに11件（アンケート調査を実施したのは12部署）の回答があった。</p> <p>アンケート調査に対する回答を分析すると、以下のとおりである。</p> <p>毎日朝礼を実施しているとした回答が11件中すべてを占め、朝礼の実施率が高いことが分かった。このうち、朝礼実施時間の詳細は、始業開始後とした部署が3件あったところ、本件通報は始業開始前の朝礼を対象とするものであるから、この3件については通報のような問題は生じない。なお、この3件についても、朝礼について出席をとったり、朝礼への出欠を勤務評定の対象とする回答はなかった。</p> <p>残り8件のうち、朝礼実施時間を始業開始前の5分間とするものが5件、始業開始前の10分間とするものが2件、始業開始前の5分と始業開始後の5分にまたがって実施しているとするものが1件あった。</p> <p>この8件中4件に、朝礼中に職務命令ないし職務上の指示を出すことがあるとする回答があったが、いずれも朝礼への出席は強制ではなく、朝礼への欠席を勤務評定に影響させることはないとは回答している。なお、そのうち1件は、始業開始前の</p>	

	<p>5分と始業開始後の5分にまたがって朝礼を実施している部署であった。</p> <p>朝礼における話を誰がするかについては、11件とも職員が交替で行うと回答し、そのうち、7件が管理職と他の職員が交代で行う、3件がもっぱら管理職が行う、1件が「順番制であったり、課長のみ、係長のみであったり課によって異なる。」というものであった。</p> <p>朝礼への出席が強制となっているかとの質問に対して、11件中1件だけが強制となっていると回答しているものの、これについても実施時間を始業開始後としており強制であることに何ら問題はない。</p> <p>そのほか、11件中すべての回答が、出席をとるかについてはとらない、朝礼への欠席を勤務評定に影響させたことがあるかについても影響させないと、それぞれ回答している。</p> <p>上記のアンケート調査の結果から窺える朝礼の実態は、「各部署において始業開始直前又は直後の数分間実施され、職務命令を出す部署が半数ほどあるものの、全部署において出席をとることもなければ、欠席が勤務評定に影響することもない。」というものである。したがって、朝礼への参加が「職務行為である。」、あるいは「職務に密接な関連行為である。」とはいえない。</p> <p>朝礼が、議会での市議会議員の発言をきっかけに、公務員としての自覚を促す趣旨で実施されたこと、各部署ごとに実施されていることに照らすと、職務に関連する話題が提供され、管理職が発言する場合には、それが職務上の訓示になっているであろうことは想像に難くない。しかし、訓示が職務上の具体的指示・命令でない限り、勤務時間外になしたからといって違法であるとはいえないし、公務員としての自覚を促し、職務上の経験を共有する場を持つことが職務に密接に関連するからといって始業開始前に行われることを違法とすることもできない。職員同士が公務員倫理や規律について意識を高め合ったり、一般的な心構えや経験を共有する行為は、本来、職員の自主的活動に委ねられるべきであって、勤務時間中に「公務員としての心構え」について話し合うことは、かえって勤務時間の無駄遣いと市民の非難を招きかねない側面すら指摘できる。</p> <p>むしろ、具体的な職務に関係のない訓示や経験等の共有行為を勤務時間内に実施することは市民の理解を得られないものであるから、始業開始前の数分間に職員の自主的な参加を得て朝礼を実施することは、市民感覚からすると望ましいことである。</p> <p>本件通報は、朝礼全体が違法であるとの指摘であるところ、その実態からは、朝礼が全体として違法となるものではなく、「職員同士の自主的研鑽」の場である朝礼に違法な点はない。</p>
添付資料の内訳	
備 考	

※ 実名は、本人が特に報告の希望を明示したときのみ記入する。

※ 書ききれないときは、別紙による。